

# 審査基準室の10年間の歩み

調整課審査基準室 基準企画班長 喜々津 徳胤  
基準企画係長 宮脇 直也  
国際基準係長 岩崎 優

## 抄録

審査基準室は、審査を取り巻く環境変化に応じて様々な取組を行い、世界最高水準の的確な特許審査の実現をサポートしてきました。本稿では、審査基準室のここ10年間の取組を振り返り、審査基準の全面改訂、PCTハンドブックの公表、最新技術（AI・IoT）への対応、および国際的な取組等についてご紹介します。

## 1. はじめに

この10年間で特許審査を取り巻く環境は大きく変化してきました。本稿では、審査基準室のここ10年の取組について振り返るとともに、それぞれの取組の概要について説明します。なお、関連する特許懇談記事を脚注にて紹介しますので、ご関心のある取組については過去の特許懇談記事もぜひご覧ください。また、本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であり、所属する組織の見解ではないことを申し添えます。

## 2. 審査基準の全面改訂、PCTハンドブックの公表

審査基準室は、世界最高水準の的確な特許審査の実現をサポートするために、裁判例や国際的な議論等も踏まえながら、特許・実用新案審査基準(以下、「審査基準」という。)等の改訂を行っています。以下では、ここ10年間のなかで最も大きな改訂である、2015年の審査基準の全面改訂を紹介します。

また、現在も継続的に改訂が行われているPCTハンドブック作成・公表の経緯について紹介します。

### (1) 審査基準の全面改訂(2015年10月)<sup>1)</sup>

審査基準の全面改訂が行われたのは、2015年10月のことです。全面改訂のきっかけは、産業構造審議会知的財産分科会第4回会合(2013年12月16日開催)で提示された「とりまとめ(案)」に対するパブリックコメントとして、次の2つの意見が寄せられたことでした<sup>2)</sup>。

「複雑で理解しにくい審査基準の在り方などを見直して国内外の制度ユーザが理解しやすい、簡潔明瞭な審査基準に再構築し、英文で発信するとともに審査基準の理解を助けるような事例を充実させる。これは『新興国へのわが国審査手法の浸透』のためにも必要であり、これを通じて日本のユーザが新興国での権利化しやすい環境を作ることに資する。」  
「本取組みにおける『特許の審査基準の見直し』につきましては、基本的な考え方が理解し易く

1) 上嶋 裕樹、「[特許・実用新案審査基準]全面改訂に至る道のり」、特許懇280号(2016)  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/280/280tokusyu01.pdf>

2) 産業構造審議会知的財産分科会第5回会合(2014年2月24日開催)資料5のNo.13、No.14参照。  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai\\_bunkakai/document/05-shiryou/siryou\\_05.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/05-shiryou/siryou_05.pdf)

簡潔・明瞭な記載・構成に再編成して頂くと共に、ロジカルで分かりやすく海外の特許関係者に受け入れ易いものとして頂くことを希望します。」

このような要望と、FA11という目標達成後、特許の質のさらなる向上が重要になると考えられていたことを背景として、審査基準の全面改訂を推し進めることになりました。審査基準の見直しに当たっては、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会ワーキンググループ（以下、「審査基準専門委員会WG」という。）において審議が行われます（これまでの議題概要は末尾の[参考]を参照）。2014年8月に開催された審査基準専門委員会WG第1回会合においては、①改訂の基本方針、②改訂後の審査基準と審査ハンドブックの役割分担という重要な論点が審議事項になりました。改訂の基本方針<sup>3)</sup>については、前述の審査基準に対する意見を含む、特許制度ユーザーからの要望を踏まえ、次の基本方針が了承されました。

- ①審査基準の記載が簡潔かつ明瞭なものであること。
- ②審査基準の基本的な考え方を深く理解することができるよう、事例や裁判例が充実していること。
- ③審査基準の基本的な考え方が国際的に通用するものであること。

また、改訂後の審査基準と審査ハンドブックの役割分担については、改訂前の審査基準が特許制度の実務家にとっても複雑であり、分量も膨大なものとなっていた状況を踏まえ、次の通り整理されました<sup>4)</sup>。

#### ・審査基準

現行審査基準と同様に、法規範にはあたらな  
いが、特許法等の関連する法律の適用について

の基本的な考え方をまとめたものとする。また、その基本的な考え方を理解する上で有用な事例や裁判例は、新審査ハンドブックへ移行し、必要に応じて機動的に充実化が行えるようにする。

#### ・審査ハンドブック

現行審査ハンドブックと同様に、引き続き、審査業務を遂行するに当たって必要となる手続的事項や留意事項を体系的にまとめたものとする。あわせて、審査基準で示された基本的な考え方を理解する上で有用な事例・裁判例・適用例を掲載し、その充実化を図る。

全面改訂に至るまでには、第1回（2014年8月）から第6回（2015年7月）まで計6回の会合が開催され、審査基準改訂の方針や骨子等の審議が行われました。各会合では、審査基準に新設する項目（不特許事由、発明の新規性喪失の例外）や、進歩性、記載要件などの審査基準について議論が行われました<sup>5)</sup>。内容面の改訂ポイントとして、例えば進歩性が否定される方向に働く諸事実と進歩性が肯定される方向に働く諸事実を総合的に評価するという進歩性判断手法を明記したことが挙げられます（以下の図1は全面改訂時に新たに掲載したものです。）。また、形式面の改訂ポイントとして、図表や箇条書きを活用し、簡潔かつ明瞭な記載にしたことが挙げられます。

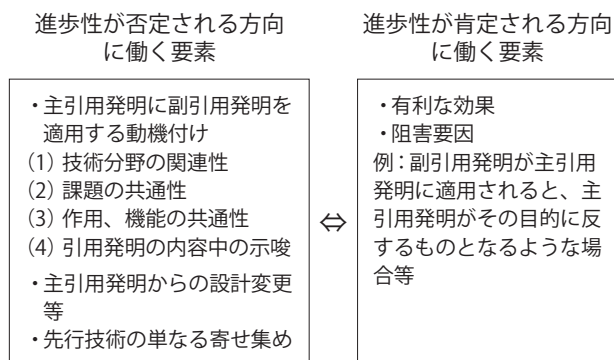


図1 論理付けのための主要素（審査基準より抜粋）

3) 審査基準専門委員会WG第1回会合（2014年8月開催）資料2の5頁参照。

[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/01-shiryuu/04.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/01-shiryuu/04.pdf)

4) 上記脚注3の6頁参照。

5) 詳細は上記脚注1の13-14頁参照。

**(2) PCTハンドブックの公表(2015年10月)<sup>6)</sup>**

2015年当時、PCTに基づく国際出願件数は飛躍的に増加しており、国際調査及び国際予備審査に対する出願人の信頼性や納得感を高めるためにも、JPOの国際段階における業務手順や判断基準等を明確化して公開することが必要でした。また、JPOを受理官庁とする国際出願だけでなく、外国特許庁に出願された国際出願に対して、JPOが国際調査及び国際予備審査の業務を担う機会が増えており、業務手順や判断基準等の情報を外国出願人に向けて発信することの重要性も一段と増していました。

これらの状況を踏まえて、JPOにおける審査官業務の適正かつ円滑な運用を促進させるとともに、その手続の透明性及び予見性を一層向上させることを目的として、審査基準室はPCTハンドブックを作成・公表しました<sup>7)</sup>。PCTハンドブックは、以下のような基本方針を念頭に作成しています<sup>8)</sup>。

- 各章の役割を明確にした章立てとする。全章にわたってフローチャートを活用することで分かりやすく解説する。審査官業務の説明についてもできる限り図表を用いることで直感的な理解を可能とする。
- PCT条約、規則、実施細則及びISPEガイドライン(WIPOが定めた国際調査及び国際予備審査において従うべき指針)との整合性を精査する。
- 審査官が行う実体的要件(新規性、進歩性等)の判断基準を明確化する。国内出願について類似の要件が存在する場合には、国内出願の審査基準との関係を示すことで、国際調査及び国際予備審査における審査官の判断基準を明確化する。
- 国際調査段階及び国際予備審査段階において審査官が作成する全ての様式に関して、具体的

な業務手順を説明するとともに、作成要領を示す。

- JPOに出願する外国ユーザーや外国特許庁の審査官への情報発信のために英語版も作成する。

**3. 最新技術(AI・IoT)への対応**

審査の予見性を向上するために、急速に進展する最新技術(AI・IoT)への対応も行ってきました。以下に具体的な取組を紹介します。

**(1) IoT関連技術等に関する事例の追加(2016年9月、2017年3月)<sup>9)</sup>**

当時の急速なIoT関連技術の進展を踏まえて、審査基準室は、①ユーザーの視点、②審査の視点、③グローバルな視点から、審査基準及び審査ハンドブック改訂の必要性の検討を行いました<sup>10)</sup>。まず、①ユーザーの視点からは、当時の審査基準及び審査ハンドブックでは、IoT関連技術という観点で事例が示されていないところ、どのような特許出願を行えばよいか、審査官の拒絶理由通知に対してどのように対応すればよいかなど、特許審査の運用を出願人等に分かりやすく示すことが重要であると考えました。次に、②審査の視点からは、今後、様々な技術分野においてIoT関連の特許出願が行われると予想されること、特許庁として統一された考え方のもとで適切な特許審査が行われることが重要だと考えました。さらに、③グローバルな視点からは、IoT関連技術の特許審査について、世界に先駆けて我が国の運用を諸外国に発信することは、グローバル・スタンダードの確立を目指す上でも重要であると考えました。これらの観点に加えて、IoT関連技術の特許審査が審査基準及び審査ハンドブックに基づいて問題な

6) 塚本 丈二、「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」の作成及び公表について」、特技懇280号(2016)  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/280/280tokusyu02.pdf>

7) 特許庁HP「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct\\_handbook.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_handbook.html)

8) 詳細は上記脚注6の25-30頁参照。

9) 山本 俊介、「IoT関連技術等に関する事例の充実化～事例の概要と関連する審査基準の解説」、特技懇285号(2017)  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/285/285tokusyu2.pdf>

10) 審査基準専門委員会WG第10回会合(2016年9月開催)資料1の9頁等参照。  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/10-shiryu/02.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/10-shiryu/02.pdf)

く行われていたという状況を踏まえ、審査基準室は審査基準の改訂は行わずに、当該技術に関する事例を審査ハンドブックに追加することとしました。

IoT関連技術等の事例追加は2回に分けて行いました。第一弾、第二弾の事例追加にあたっては、それぞれ第10回、第11回審査基準専門委員会WGにおいて審議がなされました。まず、2016年9月の第一弾事例追加では、IoT関連技術についてデータの「利活用」(図2の④)に着目して12事例を作成しました。そして、2017年3月の第二弾事例追加では、IoT関連技術等(AI関連技術、3Dプリンティング関連技術を含む)についてデータの「取得」、「管理」、「分析・学習」(図2の①-③)に着目して11事例を作成しました<sup>11)</sup>。追加された各事例の詳細な説明は、特許庁ホームページに掲載している資料等<sup>12)</sup>

をご参照ください。

## (2) AIの事例追加(2019年1月)<sup>14)</sup>

上記3.(1)で触れたように、2017年3月の事例追加によりAI関連技術の事例が作成されました。このとき作成されたのは、発明該当性に関する3つの事例と進歩性に関する2つの事例でした。その後、2018年10月から11月にかけてAI関連発明の審査課題について提案募集を行ったところ、AI関連発明は基本的にコンピュータソフトウェア関連発明の基準に沿って判断がなされればよいが、記載要件について、発明の技術的特徴に応じて求められる開示の程度が異なるのではないかとの意見や、教師データが発明の技術的特徴として進歩性に影響する場合がありますとの意見が寄せられました<sup>15)</sup>。

- IoT関連技術は、様々な技術分野で利用されている。
- 一方、重要性が増している「データ」の観点で俯瞰すると、IoT関連技術では、①様々なデータを取得し、②データをネットワークを介して収集の上、管理し、③AIを用いる等して大量のデータを分析・学習し、④新たな価値・サービスを見いだす形でデータを利活用している。

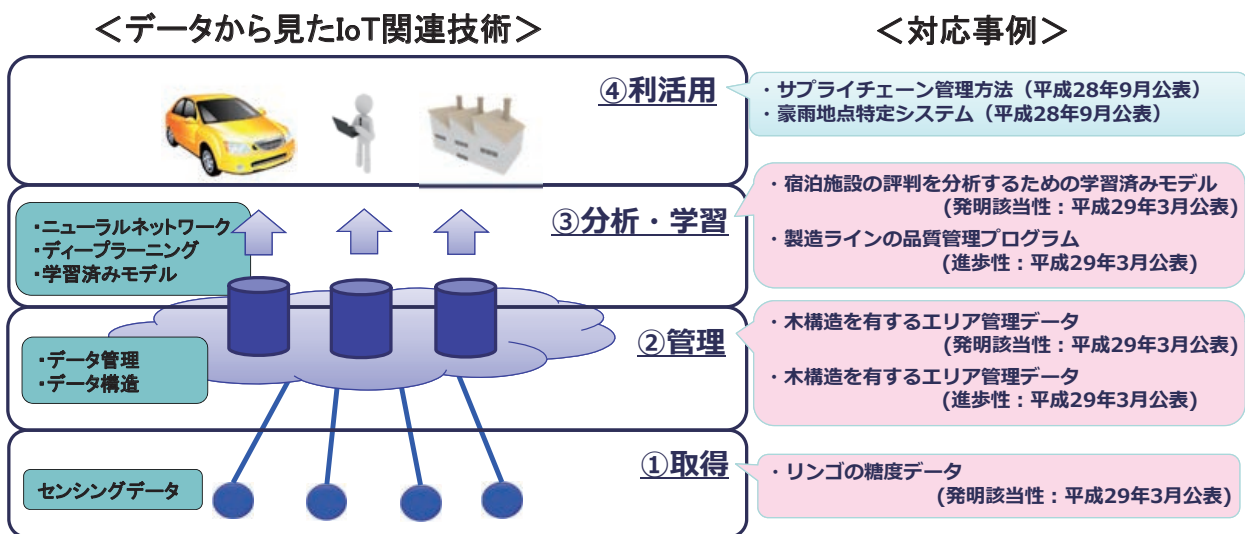


図2 データから見たIoT関連技術の俯瞰図(「IoT関連技術の審査基準等について」より抜粋<sup>13)</sup>)

11) 事例充実化の必要性、方針について、審査基準専門委員会WG第11回会合(2017年2月開催)資料1の24-25頁等参照。  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/11-shiryuu/02.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/11-shiryuu/02.pdf)

12) 「IoT関連技術の審査基準等について」 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/iot\\_shinsa/all.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/iot_shinsa/all.pdf)  
「IoT関連技術等に関する事例について」  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook\\_shinsa/document/index/app\\_z.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_z.pdf)

13) 上記脚注12「IoT関連技術の審査基準等について」の15頁参照。

14) 伊藤 真明、「AI関連発明に関する近年の審査基準等の改訂について」、特技懇294号(2019)  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/294/294tokusyu1-1.pdf>

15) 第13回審査基準専門委員会WG資料2の8頁参照。  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/13-shiryuu/20.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/13-shiryuu/20.pdf)

そこで、2018年12月に開催された第13回審査基準専門委員会WGにおける審議を経て、審査基準室はAI関連発明に対して審査基準を適用したときの運用の例示を充実させるべく、記載要件（実施可能要件、サポート要件）、進歩性の2つの観点から合計10事例を2019年1月に審査ハンドブック附属書に追加しました。追加された各事例の詳細な説明は、特許庁ホームページに掲載している資料等<sup>16)</sup>をご参照ください。

### (3) AI審査支援チーム（2021年1月）

近年、AI関連発明の出願件数や、その応用分野は拡大傾向にあります。そして、AI関連技術は代表的な融合技術であり、様々な技術分野におけるAIの応用状況などを的確に把握する必要があることから、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携することの重要性が増しています。こうした状況のなか、JPOは、AI関連発明の効率的かつ高品質な審査を実現するために、2021年1月に、AI担当官と管理職などから構成されるAI審査支援チームを発足させました<sup>17)</sup>。AI審査支援チームは、担当技術分野を超えて連携し、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び関連する特許審査施策の検討等を行っています。AI担当官は、AI関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部門の知見を集約し、他の審査官からの相談に応じることで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っています。審査基準室はこうした取組にも携わっています。

## 4. 国際関係

審査基準室では、他課室と協力しつつ、特許制度の調和、比較研究、PCT規則改正等のプロジェクトを進めております。以下に審査基準室が関わった主要な議題・プロジェクトを取り上げます。

### (1) 特許制度の調和

#### (1-1) 五庁PHEPにおける記載要件に関する事例研究（2015年～2019年）<sup>18)</sup>

五庁とは、日米欧中韓の知的財産庁が2007年に創設した枠組みです。五庁の傘下にある特許制度調和専門家パネル（PHEP）は、五庁特許制度の調和の可能性を探ることを目的として2012年に設立され、ユーザー団体と緊密に協力しながら議論を行っています。

2015年10月のPHEP会合においては、「記載要件」のプロジェクトに関して、3つの仮想事例を用いた事例研究を開始すること、各庁はJPOに事例研究結果を提出し、JPOが結果を取りまとめること、その後、他の事例を用いた事例研究を実施することに合意しました。そして、本プロジェクトの結果として、2018年6月の長官会合において、事例1-3の最終報告書の公表が合意されました。また、2019年6月の長官会合において、事例4-6の最終報告書の公表が合意されました。これら最終報告書は五庁ウェブページ<sup>19)</sup>にて公表されています。本事例研究結果を参照することで、ユーザーは出願書類を作成する際に各庁の慣行を知ることができます。また、各庁の審査官は自信を持って他庁の審査官の審査結果を利用することができます。

#### (1-2) AI関連発明に係る五庁資料収集プロジェクト（2022年～）<sup>20)</sup>

2022年の五庁長官会合では、新技術・AIに関する作業ロードマップに基づく初のプロジェクトとして、JPOが提案した、「AI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト」の立ち上げに合意しました。これを受けて、審査基準室では、2023年6月に資料収集結果を五庁ウェブページへ掲載することを目指して、報告書の作成等を進めております。

16) 「AI関連技術に関する特許審査事例について」 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai\\_jirei.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html)

17) 「AI関連発明に関する審査環境の整備について」 [https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_shutsugan\\_seibi.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_seibi.html)

18) 「五庁による記載要件に関する事例研究」 [https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/gochou\\_kisai\\_jirei.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/gochou_kisai_jirei.html)

19) 「Written description/sufficiency of disclosure」 [https://www.fiveipoffices.org/activities/harmonisation/written\\_description](https://www.fiveipoffices.org/activities/harmonisation/written_description)

20) 「第15回五庁長官会合が開催され、新技術・AIに関する作業ロードマップに基づく初のプロジェクトに合意しました」 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202206/2022061301.html>

## (2) 比較研究

### (2-1) 日中韓特許庁における比較研究(2009年～2017年)

2009年、日中韓特許庁は、特許審査協力のための枠組みとして、日中韓特許審査専門家部会(JEGPE)を設置することに合意しました。審査基準室は、JEGPEの枠組みにおいて、法令・審査基準の比較研究・事例研究を行い、各研究の報告書の英語版及び日本語仮訳を特許庁HP<sup>21)</sup>に公表してきました(表1)。

特に、2017年3月に公表されたサマリ報告書は、各研究の成果を読みやすく簡潔にまとめたものであるとともに、各国の法令・審査基準の近年の改訂を反映しています。内容としては、進歩性、新規性、実用新案、記載要件、補正要件の5パートに分かれており、各パートは、(1)要点、(2)比較研究の概要、(3)事例研究の概要から構成されています(実用新案は要点のみ)。本報告書は、日中韓特許庁の審査実務に関する考え方を理解するうえで有用なものと考えられます。

表1 JEGPEにおける比較研究・事例研究の一覧

	比較研究	事例研究
進歩性	2010年度	2011年度
新規性	2012年度	2012年度
実用新案	2012年度	—
記載要件	2013年度	2013-2014年度
補正要件	2014年度	2015年度
サマリ	2016年度	

### (2-2) EPOとのソフトウェア関連発明比較研究(2019年3月、2021年11月)<sup>22)</sup>

近年、第4次産業革命を推進するべく、IoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)及び3Dプリンティングといった技術の研究開発が活発に行われています。これらの技術の中核を成す発明はソフトウェア関連発明であることから、各特許庁のソフトウェア関連発明に対する現在の審査実務を出願人に示すことが重要となっています。

審査基準室は、このような状況に鑑みて、ソフトウェア関連発明に特有の審査実務に関する類似点と相違点を明示するべく、ソフトウェア関連発明に関してEPOと比較研究を行い、2019年3月に報告書を公表しました。その後、AI関連発明を含むソフトウェア関連発明に対する両特許庁の最新の審査実務を示すべく、新たに記載要件・進歩性に関する6つの事例を追加して比較研究を行い、2021年11月に報告書をアップデートしました。

### (2-3)CNIPAとのAI関連発明比較研究(2021年～)

2021年12月の日中特許庁長官会合において、AI事例の比較研究を進めることが確認されました。これを受けて、審査基準室は中国国家知識産権局(CNIPA)と協力しながら、AI関連発明の審査事例の共有・分析や報告書の作成等を進めています。

### (2-4)日ASEAN特許専門家会合(2020年～)<sup>23)</sup>

JPOは、2020年7月に開催された第10回日ASEAN特許庁長官会合において、ASEAN各国の知財庁と日ASEAN特許専門家会合を立ち上げることに合意しました。

審査基準室は、2020年以降、日ASEAN特許専門家会合に参加し、審査基準に関する知見の共有等を行っています。2022年11月に行われた第3回日ASEAN特許専門家会合では、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)がJPO、ASEAN各国と協力して実施している「先端技術分野における特許審査運用に関する調査(第2期)」の中間報告を踏まえ、JPOの審査ハンドブックに掲載されたIoT関連発明の判断事例を題材に各国の審査実務に関する活発な議論が行われました。また、他国で出願する際に生じる特許出願書類の誤訳に関する審査段階での対応についても活発な議論が行われました。

## (3) PCT関係

### (3-1) PCT最小限資料(ミニドク)(2016年～)

PCT最小限資料については、最小限資料に含まれ

21)「日中韓特許庁における審査実務に関する比較研究」 [https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/nicyukan\\_hikakuken.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/nicyukan_hikakuken.html)

22)「ソフトウェア関連発明に関する比較研究について」 [https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/software\\_201903.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/software_201903.html)

23)「第3回日ASEAN特許専門家会合でIoT関連発明と特許出願書類の誤訳の問題について議論が行われました」  
<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202212/2022120202.html>

る特許文献及び非特許文献の定義の全面的な見直しを目的とするタスクフォースが設置され、2016年頃からEPO及びUSPTO主導のもと議論してきました。審査基準室は、JPO代表として当該タスクフォース会合に参加し、他庁との調整を行っています。議論の結果を反映したPCT規則改正案<sup>24)</sup>は、2023年7月のPCT同盟総会に提出され、2026年1月に発効される予定です。定義の見直し内容はおおむね次のとおりです。

最小限資料に含まれる特許文献は、現行規則(第34規則)では、発行国(米、独、日、仏、英、韓、中、露、等)や言語(英語、ドイツ語、フランス語、等)を列挙する形で定義されており、PCT加盟国および国際調査機関が増加した現在の状況にそぐわないものとなっています。そこで、上記言語等に基づく定義を撤廃し、ある一定の技術的要件(テキスト検索可能な文献データであること、等)を満たした特許文献を最小限資料とする規則改正案が提案されています。

また、最小限資料に含まれる非特許文献はWIPOが発行するリストによって定義されていますが、現行のPCT規則や実施細則では当該リストのアップデートについて規定がないため、最新の状況を反映できていません。これについても、当該リストのアップデート作業を規定した実施細則案<sup>25)</sup>が提案されています。

### (3-2) その他PCT関連

審査基準室は、これまで、国際予備審査におけるトップアップ調査の導入(2014年発効)、国際調査報告等における引用文献の記載要領を定めるWIPO標準ST.14の改訂(2016年発効)、配列表の形式を定めるWIPO標準ST.26の策定(2022年発効)等の議論に参加しました。

また、現在は、「単一性」(ISPEガイドラインにおける単一性の事例の充実化)、「標準化項目」(国際段階における共通の汎用文例の作成)、「書面以外の開示の

引用」(先行技術の定義を拡大し、書面以外の開示を含める規則改正提案)等の議題に取り組んでいます。

## 5. その他の最近の取組

### (1) 漫画審査基準(2021年4月)

2021年4月、漫画審査基準～AI・IoT編～(以下、「漫画審査基準」という。)を公表しました<sup>26)</sup>。特許の専門家でない方も特許審査に親しんでいただきたい、より多くの方に審査基準に興味を持っていただきたい、審査基準を理解していただくためのハードルを下げたい、そんな思いから、世界でも類を見ない新たな試みとして、特許の審査基準の基本的な考え方を漫画化したものになります。

漫画審査基準は、2021年10月に英語版が公表され、2022年3月には一部の英語動画化がなされました。また、2022年には、ベトナム語版・タイ語版も公表されており、様々な言語において、日本の審査基準の考え方の普及に大きく貢献しております。このように、国内外から反響を呼んでいる漫画審査基準の制作秘話については、過去の特技懇記事<sup>27)</sup>をぜひご覧下さい。



図3 漫画審査基準の表紙

24) 第16回PCT作業部会、議題6(PCT最小限資料:PCT規則の改正案)の作業文書(PCT/WG/16/6)のAnnex I参照。  
[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct\\_wg\\_16/pct\\_wg\\_16\\_6.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_wg_16/pct_wg_16_6.pdf)

25) 上記脚注24のAnnex III参照。

26) 「漫画審査基準～AI・IoT編～」 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/comic\\_ai\\_iot.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/comic_ai_iot.html)

27) 千本 潤介、「漫画審査基準～AI・IoT編～制作秘話」、特技懇第302号(2021) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/302/302kiko.pdf>

## (2) マルチマルチクレーム制限 (2022年4月)

2022年4月、国際調和並びに審査処理負担及び第三者の監視負担の軽減の観点から、マルチマルチクレーム制限が導入されました。本制限の導入にあたっては、2021年12月に開催された第16回審査基準専門委員会WGにおいて、マルチマルチクレーム制限の対象や制限の例外の必要性等についてご審議いただいた後、審査基準等においてマルチマルチクレームを含む出願がされた場合の運用(審査対象等)を定めました<sup>28)</sup>。また、審査基準室は審査基準等の改訂のみならず、本制限についての周知や、マルチマルチクレーム制限に違反するか否かの確認を容易にするための「マルチマルチクレーム検出ツール」の提供、制限後の出願状況の公表も行いました<sup>29)</sup>。

この制限については、多くの場合において出願前に対応していただいておりますが、特許出願後にマルチマルチクレームを含むことに気づいた場合は、例えば審査請求までに自発補正を検討してください。これにより、マルチマルチクレームに係る委任省令要件違反の拒絶理由が通知されることを回避することができます<sup>30)</sup>。

また、拒絶理由通知に対する応答時にもマルチマルチクレーム検出ツールを利用して同制限違反になっていないか確認をお願いします。例えば、進歩性等の拒絶理由に対する応答時に請求項を複数択一的に引用する形式に変更したため、補正しなかった請求項がマルチマルチクレームとなってしまうことがあります<sup>31)</sup>ので注意してください。

## 6. おわりに

ここ10年間の取組について概観すると、審査基準室は、①審査基準等を適時に改訂すること(上記2.及び5.(2)参照)、②審査の基本的な考え方を分かりやすく国内外に情報発信すること(上記2.及び5.(1)参照)、③最新の技術について、事例の充実化等により審査の予見性を向上させること(上記3.参照)、④他庁との国際的な議論を通じて制度調和に貢献するとともに、比較研究等によって各庁の最新の審査実務を明らかにすること(上記4.参照)に取り組んできました。今後も審査を取り巻く環境が変化していくことが予想されますが、筆者は審査基準室の一員として、引き続き世界最高水準の的確な特許審査の実現をサポートしていきます。

本稿が審査基準室の取組について理解を深める一助となりましたら幸いです。

28) 岡山 太郎、「マルチマルチクレーム制限の導入とその運用について」、特技懇第306号(2022)

<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/306/306kiko2.pdf>

29) 「マルチマルチクレームの制限について」 <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>

30) 上記委任省令要件違反の拒絶理由が通知されると、その応答によりマルチマルチクレームが解消された補正後の請求項に係る発明がその他の拒絶理由を有する場合には、最後の拒絶理由が通知され、補正をすることができる範囲が制限されるおそれがあります(上記脚注29の「マルチマルチクレームに関する審査について」を参照)。

31) 例えば以下の場合、補正していない請求項4がマルチマルチクレームとなる。

〔補正前〕

請求項1：Aを備える装置。

請求項2：さらにBを備える請求項1に記載の装置。

請求項3：さらにCを備える請求項1に記載の装置。

請求項4：さらにDを備える請求項1～3のいずれか1項に記載の装置。(←マルチクレーム)

〔補正後〕

請求項1：A+αを備える装置。

請求項2：さらにBを備える請求項1に記載の装置。

請求項3：さらにCを備える請求項1又は2に記載の装置。(←マルチクレーム)

請求項4：さらにDを備える請求項1～3のいずれか1項に記載の装置。(←マルチマルチクレーム)



[参考] 審査基準専門委員会WGの議題概要<sup>32)</sup>

第1回 (2014年8月)	・特許・実用新案審査基準等の見直し
第2回 (2014年10月)	・不特許事由(公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明)の審査基準の新設 ・発明の新規性喪失の例外規定の審査基準の新設 ・薬事法改正に伴う「特許権の存続期間の延長」の審査基準の改訂 ・特許法施行規則改正に伴う「生物関連発明」の審査基準の改訂
第3回 (2015年1月)	・進歩性の審査基準 ・特許法改正に伴う「優先権」等の審査基準の改訂
第4回 (2015年3月)	・記載要件の審査基準
第5回 (2015年6月)	・審査の進め方の審査基準
第6回 (2015年7月)	・プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査基準の点検・改訂 <sup>33)</sup> ・審査基準全編にわたる改訂の骨子
第7回 (2015年12月)	・食品の用途発明に関する審査基準の点検 <sup>34)</sup>
第8回 (2016年1月)	・食品の用途発明に関する審査基準の改訂 ・特許法条約への加入等を目的とした特許法等の法令改正に伴う審査基準の改訂 ・特許権の存続期間の延長登録出願に関する審査基準の点検・改訂
第9回 (2016年2月)	・特許権の存続期間の延長登録出願に関する審査基準の点検・改訂
第10回 (2016年9月)	・IoT関連技術に関する事例の追加 ・全面改訂審査基準(2015年9月16日公表)の諸外国への周知状況 ・プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する対応状況 ・食品の用途発明に関する対応状況
第11回 (2017年2月)	・IoT関連技術等に関する事例の充実化
第12回 (2018年1月)	・コンピュータソフトウェア関連発明に係る審査基準等の点検・改訂のポイント <sup>35)</sup> ・特許法第30条の改正に伴う審査基準の改訂
第13回 (2018年12月)	・特許権の存続期間の延長登録出願に関する審査基準の改訂 ・AI関連技術に関する事例の追加
第14回 (2019年12月)	・進歩性の審査の進め方に関する参考資料 <sup>36)</sup> の作成
第15回 (2020年11月)	・進歩性判断における有利な効果に関する審査基準の点検 ・審査基準等の修正
第16回 (2021年12月)	・マルチマルチクレーム制限 ・AI関連発明の審査に関する最近の取組み

profile

喜々津 徳胤 (きぎつ のりたね)

2010年4月 特許庁入庁(審査第一部材料分析(当時))  
 2014年4月 審査官昇任  
 2015年10月 審査第一部審査調査室  
 2017年4月 審査第一部調整課審査推進室電子情報計画班係長  
 2018年7月 審査第一部意匠課意匠制度企画室 室長補佐  
 2019年7月 米国ワシントン大学ロースクール留学(知的財産法LL.M.取得)  
 2021年10月 審査第一部調整課審査基準室 室長補佐  
 2022年10月から現職

profile

宮脇 直也 (みやわき なおや)

2018年4月 特許庁入庁(審査第三部金属電気化学)  
 2021年4月 審査官昇任  
 2022年10月から現職

profile

岩崎 優 (いわさき ゆう)

2018年4月 特許庁入庁(審査第二部生産機械)  
 2020年4月 審査官昇任  
 2022年7月から現職

32) [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/index.html)

33) 八木 智規「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する特許審査の運用について」、特技懇第282号(2016) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/282/282tokusyu1-3.pdf>

34) 福山 則明、「食品の用途発明に関する審査基準の改訂」、特技懇第282号(2016) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/282/282tokusyu1-4.pdf>

35) 上記脚注14の8-11頁参照。

36) [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/reference\\_materials.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/reference_materials.pdf)